

令和5年度 第1回養育費等講習会を開催しました！

日時 令和5年10月14日(土) 13:30~15:00

「知っておきたい法的なこと<基礎編>」

講師

東京都ひとり親家庭支援センターはあと

「離婚前後の法律相談」相談員

弁護士 紙子 陽子 氏

\*会場での視聴参加とオンライン参加の方法で実施

## 講演内容

- 離婚の手続きには、協議離婚、離婚調停、離婚訴訟がある。
- 協議離婚の進め方  
離婚することについて話し合いで一致 →離婚条件について話し合い、合意 →公正証書作成→離婚届作成、役所へ提出  
離婚届が承諾なく提出される恐れがある場合は、「離婚届の不受理申立制度」を利用する。
- 離婚するかどうか迷っている場合  
離婚後の生活設計をイメージする。親が笑顔で暮らせるようになると一緒にいる子どもも安心できる。あなたが生き生きと暮らせることが大切。
- 離婚するまでの間
  - ・婚姻費用分担  
生活費を求める婚姻費用分担求権が発生する。裁判所で使用される標準的な婚費算定の早見表を参考とする。請求した時点から認められるので早く請求するべきである。
  - ・婚姻費用分担請求調停・審判  
家庭裁判所で行われる。申し立て費用 1,200 円+郵便切手代程度  
調停が成立しない場合は、裁判官が額を決める審判手続きに移行する。
- 別居中の面会交流
  - ・離婚成立前でも、子と別居している親に面会交流が認められる。同居親と話し合っ  
て時間場所等を決める。
  - ・面会交流の調停、審判  
家庭裁判所調査官の調査、試行面会等を経て決まる。第三者機関を利用する方法もある。
- ODV 保護命令
  - ・配偶者暴力相談支援センターや警察に相談する。(一時保護も)
  - ・被害者への接近禁止命令や同居する自宅からの退去命令等が裁判所から出される。
- 離婚条件(話し合い等で決める事項)

- ① 未成年者の親権 ② 養育費 ③ 子供と同居しない親の面会交流 ④ 財産分与
- ⑤ 年金分割 ⑥ 慰謝料

○離婚時に自分で決めればよい事項

離婚後の氏をどうするか。婚姻中の氏を使い続ける場合は、離婚から3か月以内に本籍地の市町村に届け出をする。

○事実婚、非婚の場合

- ・父親の認知により、法的な父子関係ができる。
- ・認知の方法 任意認知と強制認知がある。
- ・認知が得られなくても、子への扶養を求めて話し合う。

○事実婚解消の方法、条件

- ・戸籍上婚姻していないので、離婚届不要。裁判所の手続きも不要。
- ・当事者間で話し合いにより決めた内容は、合意書を作成するとよい。

財産分与

- ・内縁解消の場合、離婚時の財産分与の規定が類推適用される。
- ・内縁関係でも法律婚解消ルールに従い、手続きを使える。

養育費、

- ・認知されていれば、裁判所の手続きが利用可能。将来に大きな差異となる。まずは認知を請求。

面会交流

- ・法律婚と同様に、調停、審判の利用が可能。

○離婚条件について具体的なこと

- ・離婚後、あなたが子どもを育てるなら親権は譲らない。
- ・親権にふさわしい条件は、育児への実績や能力、子への愛情や養育の意欲であり経済力の不足は、養育費で補うべきものである。
- ・子どもの監護のための費用として、養育費を決める。話し合いがつかない場合は、調停手続きを利用する。
- ・面会交流  
双方の親が子どもの利益を考えて行うことが大切。話し合いがつかないときは調停で決めることもある。
- ・財産分与  
婚姻中に夫婦で築いた財産を、それぞれに分ける制度。原則として、その財産を2分の1ずつ分ける。  
離婚から2年以内に財産分与を請求すること。
- ・年金分割  
婚姻中に厚生年金の形成に寄与した他方の配偶者に、その貢献に応じて離婚後も元配偶者の厚生年金を一部分与する趣旨。  
自営業者など国民年金のみの場合は、利用できない。  
離婚の翌日から2年以内に、分割を受ける者が年金事務所に対して、標準報酬改定の請求手続きを行う必要がある。
- ・慰謝料  
離婚の原因をつくった相手方に対して、精神的苦痛を金銭に換算して請求するお金。  
慰謝料の金額は、裁判例の相場はあるもののケースによる。  
協議離婚や調停では、相手が受け入れない場合も多い。その時の手段は「訴訟」になるが、慰謝料請求の理由となる事実を立証する証拠が必要。

## 参加者の感想

- 離婚に向けて基礎的なことが知れて良かった。
- 丁寧な話し方で、良くわかった。
- 財産分与、年金分割のところがもう少し詳しく知りたかった。
- 知らなかったことも知れて、とても参考になった。
- 分かりやすい説明だった。
- 養育費をもらう対象児が成人になったらもらえないと思い込んでいたので事情によってもらうことが可能とわかってよかった。取り決め後も内容変更が行えることが分かり良かった。

## 講習会の様子

講師 紙子 陽子氏



## 会場の様子

